

個人年金保険料税制適格特約(H2)目次

この特約の内容

第1条	特約の付加	第3条	特約の消滅
第2条	税制適格のための特別取扱	第4条	特約の解約

個人年金保険料税制適格特約(H2)

(この特約の内容)

この特約は、個人年金保険契約、生存保障重点型個人年金保険契約、災害死亡給付金付個人年金保険契約または5年ごと利差配当付新個人年金保険契約に付加することにより、付加された保険契約の保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用が受けられることを目的とした特約です。なお、付加されている個人年金保険特約、生存保障重点型個人年金保険特約、災害死亡給付金付個人年金保険増額特約および新個人年金保険特約以外の特約の保険料は「個人年金保険料」に該当しません。

(特約の付加)

第1条 この特約は、主たる保険契約の締結の際または締結後に、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出により主たる保険契約に付加して締結します。ただし、主たる保険契約が次のいずれも満たす場合に限りです。

- (1) 年金受取人は契約者またはその配偶者のいずれかであること
- (2) 年金受取人は被保険者と同一人であること
- (3) 保険料払込期間が10年以上であること
- (4) 年金の種類が確定年金または保証期間付有期年金であるときは、年金開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間が10年以上であること

(税制適格のための特別取扱)

第2条 この特約が付加されている主たる保険契約（この特約以外に付加されている特約を含み、以下「主契約」といいます。）については、主契約の普通保険約款（この特約以外の付加されている特約の特約条項を含み、以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

(1) 年金開始日前に割り当てられた社員配当金の取扱

主約款の規定により、年金開始日前に割り当てられた社員配当金は、割当を行なった次の事業年度における年単位の契約応当日から会社所定の利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、年金開始日前に保険契約が消滅したときは契約者（死亡給付金または災害死亡給付金の支払のときは死亡給付金受取人）に支払い、年金開始日まで保険契約が継続したときは年金開始日に年金の買増のための一時払保険料に充当します。

(2) 払戻金その他の払戻金の取扱

会社が支払うべき次の金銭があるときは、これを支払うべき日から会社所定の利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、年金開始日前に保険契約が消滅したときは契約者（死亡給付金または災害死亡給付金の支払のときは死亡給付金受取人）に支払い、年金開始日まで保険契約が継続したときは年金開始日に年金の増額のための一時払保険料に充当します。

ア. 主契約の内容の変更が行なわれた場合に支払うべき金銭

イ. 付加されている特約が解約された場合に支払うべき払戻金

ウ. 保険料の前納期間が終了した場合または主契約が払済年金保険に変更された場合に支払うべき前納保険料の残額

(3) 貸付金が年金開始日前に返済されない場合の取扱

主約款に定める貸付金があるままで年金開始日が到来した場合は、契約者の申出により、次のいずれかの方法で貸付金の返済を取り扱います。ただし、貸付金の元利金が会社の定める金額を超える場合は、保険契約は年金開始日の前日に解約されたものとして取り扱います。

ア. 貸付金の元利金を会社が支払うべき年金の全部または一部から差し引く方法。この場合の返済金額は、会社の定める範囲内で契約者の申出により定めます。

イ. 主約款の規定により年金の一括支払を請求し、貸付金の元利金を支払額から差し引く方法

(4) 保険契約の内容の変更等の取扱

主契約の内容の変更等については、次のとおり取り扱います。

ア. 第1条（特約の付加）の第2号から第4号までに定めるこの特約の締結時の条件に反することとなる主契約の内容

の変更等を取り扱いません。

イ. 契約の日から10年間は、払済年金保険への変更は取り扱いません。

ウ. 主契約の内容の変更等を行なう場合は、支払うべき金銭から貸付金の元利金を差し引かないものとし、主契約の内容の変更等により、貸付金の元利金が払戻金を超えることとなる場合は、主契約の内容の変更等を取り扱いません。

(特約の消滅)

第3条 次の場合には、この特約は消滅します。

(1) 主契約が消滅したとき

(2) 保険料の払込免除の事由が生じたとき

(3) 契約者が変更され、第1条(特約の付加)第1号に定めるこの特約の締結時の条件に反することとなったとき

2 前項第2号または第3号によりこの特約が消滅した場合、前条第2号の規定により会社に積み立てられた金銭があるときは、契約者に支払います。この場合、主約款に定める貸付金があるときは、支払うべき金銭から貸付金の元利金を差し引きます。

(特約の解約)

第4条 この特約のみの解約はできません。